



悪いようにはしませんよ
預けてくれればうまくやりますよ

- ・平成18年12月頃から
- ・中国地方で



見守り 新鮮情報

第11号

被害内容

財団法人を名乗るところから
『民事訴訟裁判最終通知書』と書かれた
ハガキが届いた。ハガキ記載の電話番号に連絡すると
「裁判所が現金と預貯金を差し押さえる」、
「当社に財産を預ければ裁判沙汰にならない、
預かったお金はあとで返す」などと言われ、
指示通り**2300万円を送金**したが、
指定日までに**返金されず**、だまされた。



『裁判通知書』が届き、財産を 預ければ裁判を回避できると 言われ、全預貯金を送金したら、 架空請求だった！

ひとこと助言



見守るくん

- 公益法人を装うことで信用させ、『訴訟、差押え、強制執行、勤務先への連絡』などをハガキに書くことで不安に陥れ、本人から問い合わせの電話をかけさせる架空請求の手口です。連絡すると根拠のない多額のお金を請求されたり、電話番号などの個人情報を知らせることになるので絶対に連絡してはいけません。
- 基本的には無視することですが、それでも脅迫されたり、しつこい請求がある場合は警察に通報し、届いたハガキなどは証拠として保管しておきましょう。少しでも不安がある場合は**消費生活センター**に相談してください。